契約条項 P-6187_210118

設計・構築・導入一括サービス(DELL KACE K1000 対応)

乙は、注文書記載の「設計・構築・導入一括サービス(DELL KACE K1000 対応)」（以下、「本サービス」という）を以下のとおり、甲に提供します。

1. 乙は、別途甲乙で合意する「サービス提供内容事前確認書」（以下、「確認書」という）にもとづき、次の全部または一部の項目を実施のうえ、「確認書」で定める成果物（以下「成果物」という）を作成し、甲に納入します。
   (1) IT 資産管理ポリシー設計
   (2) 資産管理項目および資産情報の登録支援
   (3) 資産管理対象のクライアント PC に対して、乙所定のエージェントソフトウェアのインストール
2. 乙は、前項の作業終了後、バックアップファイルを取得し、甲に提供します。
3. 乙が「成果物」を納入または前 2 項の作業が完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証または作業完了を証する書面を乙に交付するものとし，受領証または作業完了を証する書面の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価を乙に支払うものとします。
5. 「本サービス」完了後、乙が実施した設計・支援・乙所定のエージェントソフトウェアのインストールに不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入後 1 ヵ月に限り無償でその不具合を修補します。ただし、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
6. バックアップの正常終了およびバックアップファイルは、甲の責任で確認および管理するものとします。
7. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
8. 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア，コンセプト，ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示･漏洩しないものとします。
9. 第 5 項乃至第 8 項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。
10. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料，「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

以上